

水道水水質検査



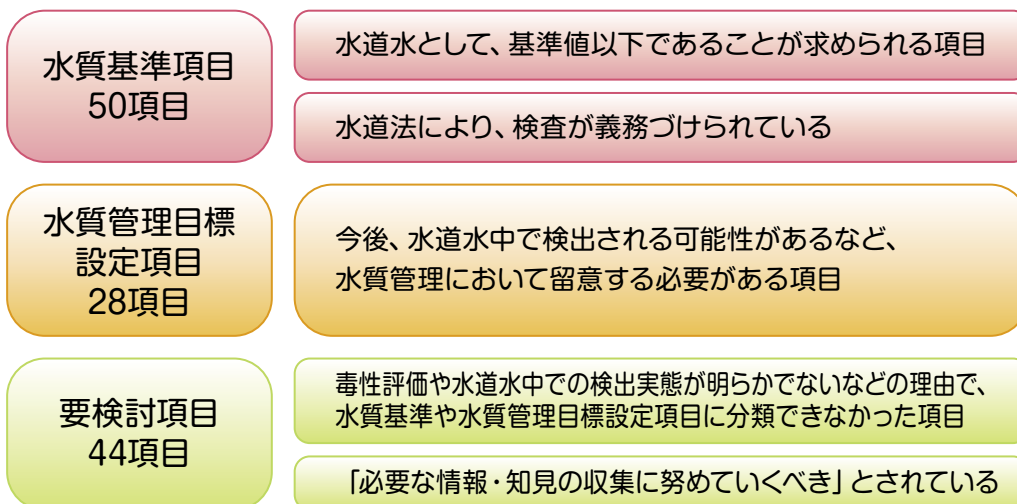
水道水水質検査

水道法

水は人が健康に生活するためには不可欠なものであり、それは生物の生命線ともいえます。特に日本は上水下水の整備が比較的整っている国ですので、水道水に依存している地域が殆どです。水道水の定義は、導管およびその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体とされています。過去の事例ではバクテリアや原虫で何十万もの感染者と何百人の死者を発生させるケースがありました。そこで国は他の基準より厳しい水準を定め、塩素が0.1mg/L以上で且つ、50項目の水質基準を守らなければいけない仕組みを作りました。このため、水道事業者は水道水の管理を適正に行い、水道を計画的に整備することで清浄にして、公衆衛生の向上を図らなければいけません。

水道事業者は水質検査を行うために必要な検査施設を設けなければなりません。つまり、水道水を測定する機関は検査施設をもつ機関であり、厚生労働大臣の登録を受けていないと水質検査することができません。(株式会社 愛研 検査機関登録第128号)

水道水質基準の体系図



水道水質基準項目

水道水質基準全50項目(測定頻度 1回/年以上) No.1~No.50(裏面参照)の全項目
原水検査39項目(測定頻度 1回/3月以上) 全項目よりNo.20~No.30(裏面参照)を除いた項目
病原微生物及び性状に関する検査9項目(測定頻度 1回/月以上) 一般細菌・大腸菌・塩化物イオン・有機物(TOC)・pH・味・臭気・色度・濁度
消毒剤・消毒副生成物検査12項目 塩素酸・シアン化物イオン及び塩化シアン・クロロ酢酸・クロロホルム・ジクロロ酢酸 ジブクロロメタン・臭素酸・総トリハロメタン・トリクロロ酢酸・ブロモジクロロメタン ブromoホルム・ホルムアルデヒド

水道水質基準項目

No.	基準項目	区分	水質基準	
1	一般細菌	微生物	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	
2	大腸菌		検出されないこと	
3	カドミウム及びその化合物	無機物質・重金属類	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること	
4	水銀及びその化合物		水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること	
5	セレン及びその化合物		セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること	
6	鉛及びその化合物		鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること	
7	ヒ素及びその化合物		ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること	
8	六価クロム化合物		六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること	
9	シアン化物イオン及び塩化シアン		シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること	
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		10mg/L以下であること	
11	フッ素及びその化合物		フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること	
12	ホウ素及びその化合物		ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること	
13	四塩化炭素	一般有機化学物質	0.002mg/L以下であること	
14	1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下であること	
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下であること	
16	ジクロロメタン		0.02mg/L以下であること	
17	テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下であること	
18	トリクロロエチレン		0.03mg/L以下であること	
19	ベンゼン		0.01mg/L以下であること	
20	塩素酸		0.6mg/L以下であること	
21	クロロ酢酸		0.02mg/L以下であること	
22	クロロホルム		0.06mg/L以下であること	
23	ジクロロ酢酸	消毒副生成物	0.04mg/L以下であること	
24	ジブロモクロロメタン		0.1mg/L以下であること	
25	臭素酸		0.01mg/L以下であること	
26	総トリハロメタン (23,25,29 及び 30 のそれぞれの濃度の総和)		0.1mg/L以下であること	
27	トリクロロ酢酸		0.2mg/L以下であること	
28	ブロモジクロロメタン		0.03mg/L以下であること	
29	ブロモホルム		0.09mg/L以下であること	
30	ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下であること	
31	亜鉛及びその化合物		色	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること
32	アルミニウム及びその化合物			アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること		
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること		
35	ナトリウム及びその化合物	味	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること	
36	マンガン及びその化合物	色	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること	
37	塩化物イオン	味	200mg/L以下であること	
38	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		300mg/L以下であること	
39	蒸発残留物		500mg/L以下であること	
40	陰イオン界面活性剤	発泡	0.2mg/L以下であること	
41	ジェオスミン	におい	0.00001mg/L以下であること	
42	2-メチルイソボルネオール		0.00001mg/L以下であること	
43	非イオン界面活性剤	発泡	0.02mg/L以下であること	
44	フェノール類	におい	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること	
45	有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	味	3mg/L以下であること	
46	pH 値	基礎的性状	5.8以上8.6以下であること	
47	味		異常でないこと	
48	臭気		異常でないこと	
49	色度		5度以下であること	
50	濁度			2度以下であること

お問合せ・分析のご依頼は…

株式会社 愛研 <http://www.ai-ken.co.jp>

本 社：TEL：(052) 771-2717
FAX：(052) 771-2641
E-mail：aiken-n@ai-ken.co.jp

半田営業所：TEL：(0569) 28-4738
FAX：(0569) 28-4749
E-mail：aiken-handa@ai-ken.co.jp